

第217回国会閣第48号に対する修正案

第217回国会衆議院経済産業委員会可決

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案に対する修正案

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」を「令和八年一月一日」に改める。